

医療・看護安全対策委員会情報 2010年4月号(No.72)

「持参薬の不十分な確認」のために、患者の治療に影響があった事例

(財団法人 日本医療機能評価機構 医療安全情報)

事例：医師は、肺炎治療の目的で緊急入院した患児にメロペンを4日間静脈投与した。退院翌日、強い不穏症状が現れ、患児は他院を受診し、「バルプロ酸ナトリウムを服用中にメロペンを投与したため、バルプロ酸の血中濃度が下がり不穏症状が生じた可能性がある。」と説明を受けた。入院時の紹介状やカルテの現病歴欄には、患児が持参薬として抗てんかん薬を服用している旨が記載されていたが、担当医は薬剤名を把握していなかった。

事例が発生した医療機関での取り組みは「患者の持参薬を必ず確認をする」です。

NDP (National Demonstration Project) の『入院時持込薬の安全管理指針』に実施すべき内容として、①入院持込薬の安全管理のためにマニュアルを作成する。②処方や薬剤の指示出しは、持ち込み薬情報を把握し主治医が担う。③関連スタッフ全員が持ち込み薬を把握できるシステムを構築するなど、持参薬の取り扱いを標準化させ入院中の薬物療法が安全に実施されるような体制をこの機会に検討をされてはいかかでしょうか？

NDP『入院時持込薬の安全管理指針』が掲載されている URL は以下。

http://www.ndp-japan.org/material/mochikomiyaku_sisin.pdf

